

＜対策のポイント＞
家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付します。

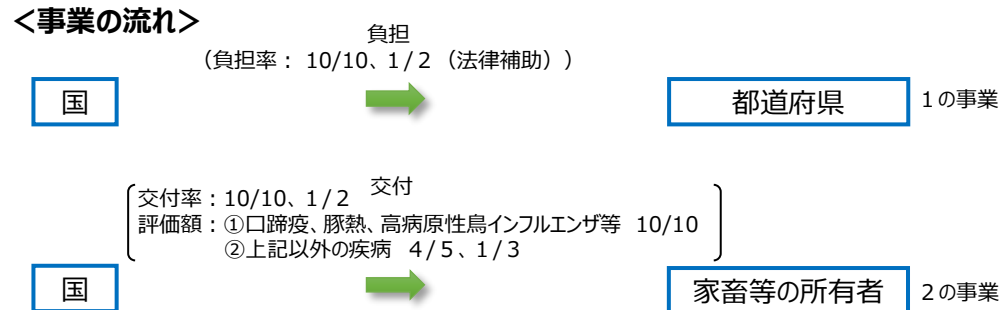
＜事業目標＞
家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 家畜伝染病予防費負担金
- 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う
- ① 家畜の検査等に必要な旅費
 - ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費
 - ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金
- 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。
- また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。



家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

家畜防疫員の旅費
動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
薬品（消毒薬等）の購入費
等

発生予防の取組

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜等の所有者)

・ 野生動物に使用するワクチン等の購入費
・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
・ 消毒ポイントの運営に要する費用
・ 焼埋却に要する費用
・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
・ と殺家畜等に対する手当金
※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。
・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
・ 焼埋却に要する経費

まん延防止の取組

2② 家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対する手当金等の交付	(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金（腐蛆病等） (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金	評価額の1/3（上限額あり） 評価額の4/5（上限額あり） 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5	個人 (所有者)
2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に対する焼埋却費の交付	(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用	1/2 1/2	個人 (所有者)
3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行するのに必要な費用の負担	(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) (6) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 家畜以外の動物に使用する農水大臣が指定する動生剤の購入費又は製造費 (7) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (8) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (9) 家畜以外の動物の検査、注射、投薬等に要した費用 (10) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (11) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (12) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担	10/10（寄生虫病予防は1/2） 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10 10/10（寄生虫病予防は1/2） 1/2 1/2 1/2 1/2（指定家畜は10/10） 1/2	都道府県
4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償金の交付	(1) 殺処分した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用	評価額の10/10 10/10 10/10	個人 (所有者)